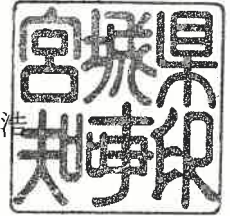


環 対 第 1 7 0 号
令 和 元 年 8 月 1 日

アマテラス・ソーラー合同会社代表社員 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



(仮称) アマテラス白石ソーラーファーム建設事業 環境影響評価準備
書に対する意見について (通知)

平成31年2月14日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価条例(平成10年宮城県条例第9号)第20条第1項の規定による環境保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当 : 環境生活部 環境対策課
環境影響評価班
電話 : 022-211-2667
FAX : 022-211-2696

(仮称) アマテラス白石ソーラーファーム建設事業 環境影響評価準備書に対する意見

対象事業実施区域は蔵王高原県立自然公園内に位置し、その周辺には蔵王連峰や集落等も存在していることから、事業の実施による多くの環境影響が懸念される。

このため、貴社は、環境影響評価書の作成に当たって、以下の内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

1 全般的事項

(1) 環境影響の回避及び低減に向けた配慮

本事業計画は、県内でも例の少ない大規模太陽光発電事業であり、予測及び評価の内容には不確実性があることから、事業計画の検討に当たっては、太陽光発電施設の削減を含む、より一層の環境負荷の回避及び低減に配慮すること。また、その配慮した内容に関して具体的に評価書に記載すること。

(2) 累積的な影響

対象事業実施区域に隣接して同種の事業が行われているため、景観及びそれ以外の環境要素についても累積的な影響の有無を確認し、環境影響の予測及び評価を行うこと。

(3) 地域の生活環境への配慮

対象事業実施区域周辺の住民、立地する白石市や隣接する蔵王町及びその他関係者に対しては、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）に規定する住民説明会等に限らず、環境影響に関する情報をより積極的に提供し、事業内容に対する十分な理解を得た上で事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音・低周波音による影響

イ 5%時間率騒音レベル(L_{A5})等高線図について、計算過程を含め、作成方法を明確にすること。

ロ 対象事業実施区域周辺において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」における基準値を当てはめることは実態に合わないため、適用する基準値について再度検討した上で、必要に応じて評価のやり直しを行うこと。

(2) 水質に対する影響

イ 対象事業実施区域内の森林伐採や土地の造成により、水源涵養能力の低下や濁水の発生が懸念される。このため、既存樹木の保全に配慮した造成計画の見直しも含めて、適切な排水対策等を実施すること。

ロ 事業の実施に当たっては、相当量の掘削土の発生が予測されていることから、場内での効率的な土工計画を検討するとともに、土砂の一時的な仮置き等を行う場合は、降雨等により土砂や濁水等が流出しないよう対策を実施すること。また、気象、地形、地質等の自然条件、周辺環境等を考慮し、適切な工事時期、工法等を検討すること。

(3) 地盤の安定性に対する影響

対象事業実施区域の一部は、土石流危険渓流となっており、事業の実施に当たっては、水環境や生態系等への影響が懸念されることから、地形の改変を抑制するなどの適切な環境保全措置を実施すること。

(4) 動物に対する影響

イ 太陽光発電施設の外周に設置するフェンスについては、ノウサギやタヌキ等の小動物の移動が妨げられない設計とすること。

ロ オオタカ等の希少猛禽類については、目視調査だけでは行動圏を適切に把握できないため、「猛禽類保護の進め方（改訂版）－特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて－（平成24年12月環境省）」を参考にして、現地の植生や地形条件等を考慮した解析を行うこと。また、工事完了後3年以上の事後調査を実施すること。以上の結果を踏まえて、適切な環境保全措置を実施すること。

ハ 対象事業実施区域及びその周辺では、特別天然記念物のニホンカモシカの生息が確認されており、事業の実施により、個体数の減少が予測されていることから、生息環境への影響を回避又は低減するよう適切な環境保全措置を実施すること。

(5) 植物に対する影響

改変による影響が予測された種について、移植による代償措置が検討されているが、原則は「生息域内保全」であるため、既存の生息地の保全を優先すること。

特に保全上の重要性が高いヤマジソのほか、森林性の重要種及び重要なコケ植物や水草種については、より一層の配慮が必要なことから、生息地を保全すること。

(6) 生態系に対する影響

イ 生態系の事後調査に当たっては、調整池が多数設置されることに伴い、特定の種が増加すること等も確認すること。

ロ 事業の実施に当たっては、生態系に配慮した工法や時期を設定するとともに、動植物が生息・生育できる環境の保全、創出等の環境保全措置を実施すること。また、環境保全措置の検討に当たっては、里山から農地、水辺への緑地の連続性を確保するなど、動植物の移動に配慮すること。

(7) 景観に対する影響

イ 太陽光パネルからの光の反射については、反射光と散乱光を明確に区別し、輝度を測定した条件を記載すること。その上で、色彩だけではなく、太陽光パネルを多く並べることによる光害についても、適切に予測及び評価を行うこと。

ロ 太陽光発電施設の存在又は太陽光パネルからの光の散乱光または反射光によって、白石城天守閣等からの眺望に影響があると認められる場合は、遮蔽のための植林や造成計画の見直しなど、適切な環境保全措置を実施すること。

ハ 対象事業実施区域は、県立自然公園内であることから、景観上重要な山の稜線に太陽光パネルを設置しないこと。

ニ 太陽光発電施設は、周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。また、太陽光パネルは、光の反射の少ない製品を使用すること。

(8) 廃棄物の再資源化の推進

事業の実施及び終了後に発生する廃棄物については、再生利用及び最終処分等の方法を明確にした上で、検討経緯を含めて評価書に記載すること。

(9) 温室効果ガス等の削減に向けた取組

温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの考え方を基本として、太陽光パネルの製造及び運搬、工事、供用及び廃棄等に係る排出量を使用する太陽光パネルの種類、供用期間等も踏まえて算出し、その結果を基に改めて評価を行うこと。その際、現存する森林を伐採することによる排出量も考慮すること。また、事後調査を行い、排出量を適切に把握すること。

(10) 放射線の量による影響

イ 造成等の工事によって、放射性物質を含む汚染水が対象事業実施区域外に流出しないよう、適切な環境保全措置を実施すること。

ロ 放射線の量について、事後調査項目に追加し、対象事業実施区域内の空間放射線量 (Sv/h) 及び土壌の放射能 (Bq/kg) を測定すること。

(11) その他

太陽光パネルの設置に伴う周辺の気温変化等が生態系等に与える影響の把握に努めること。